

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第2号

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票立会人及び選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和元年5月15日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。